

工事監督業務特記仕様書

(全 5 葉)

業務名称： 04 - 鶴町市街地住宅外1団地基盤整備工事監督業務

1. 本業務に適用する共通仕様書は、別冊資料1の「工事監督業務委託共通仕様書()」とする。
2. 受託者は、機構と工事受注者が締結した工事の契約内容(契約図書等)土木工事監督技術基準(令和2年度版)、除却工事監督技術基準(令和2年度版)、造園工事監督技術基準(令和2年度版)、土木工事施工管理基準(令和2年度版)、造園工事施工管理基準(令和2年度版)、建設工事等事務取扱要領(平成16年版)に基づき、完全に履行されるよう工事監督業務を行うものとする。
3. 受託者は、「別表」の工事について工事監督業務を行うものとする。
4. 工事受注者が作成する施工図、変更図の照査作業を行うこと。
5. 受託者は、月毎の配員構成を作成し「業務実施計画書」により機構担当職員に提出しなければ成らない。各技術者の資格基準値は表-1による。
6. 受託者は、機構担当職員と業務の処理に係る協議を行い、又は承諾若しくは指示を受けた場合は、その都度「業務打合せ記録簿」を2部作成し、うち1部を機構担当職員に提出して確認を受けなければならない。
また本業務の完了時には、本業務の全履行期間に係る「業務処理結果報告書」を提出すること。
7. 受託者は、監督業務の履行日毎に「業務処理結果報告書」を作成し、機構担当職員の要求ある都度、速やかに提出して確認を受けなければならない。
8. 受託者は、業務の実施に必要な設備、備品等を備え付けなければならない。但し、現場監督員事務所は委託期間中貸与するものとする。
9. 受託者は、監督する工事に設計変更が生じた場合は、受託範囲内における変更資料を作成し、機構担当職員に提出しなければならない。
10. 受託者は、現場における安全、その他の規則については関係法令等を遵守するとともに工事受注者に対し、これらを厳守させるよう指導監督しなければならない。なお、別表中、1備考欄参照のこと。
安全管理にあたり、施工する同種工事の事故事例について工事事務所に照会のうえ、内容を確認すること。
また、工事受注者より提出された工事計画書について、不足等がある場合にはさらに詳細な工事計画書の作成を指示すること。なお、必要に応じて作業手順書を確認すること。
11. 受託者は、別冊資料2の「監督員検査行為 計画・実施チェックシート(例)」及び別冊資料3の「監督「監督記録」に基づき立会い・確認時における 監理項目、 検査行為の実実施計画(確認時期、数量、頻度及び確認回数)、 検査行為等の結果、 立会等の箇所及び指摘箇所を詳細に記録し都市機構担当職員の確認を受けること。
12. 各工事の工期末からの14日間については、下記の業務を行うものとする。
「工事監督業務共通仕様書()」第26条第2項から第6項に定める業務。
関係官庁検査立会業務。
当機構の引継業務
13. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - 1) 工事の施工(履行)に際して、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - 3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

14. 共通仕様書第3条及び第4条に係る資格基準（表 - 1）

1) 土木・造園に関する工事の場合

共通仕様書に定める受注者の体制	資格基準
管理技術者	1級土木施工管理技士の資格を有する者。 技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有する者。 土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者の資格を有する者。 国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社が発注した工事の発注者として実務経験を25年以上有する者。 RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 注）上記の他 入札説明書による。
主任監理員	1級（土木又は造園）施工管理技士の資格を有する者 原則として、2級土木（造園）施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者 職務経験等により と同等の能力を有すると認められる者
監理員	2級（土木又は造園）施工管理技士の資格を有する者 職務経験等により と同等の能力を有すると認められる者

注）造園工事の資格については（造園）と読替えること。

2) 電気設備に関する工事の場合

共通仕様書に定める受注者の体制	資格基準
管理技術者	電気主任技術者の資格を取得後2年以上の実務経験を有し、業務の統括監理を2年以上継続している者 建築設備士の資格を有する者。 技術士（電気部門）、電気工事施工管理技士（1級）資格取得後2年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を2年以上継続している者。 職歴、経歴により から までと同等の能力を有すると認められる者。
主任監理員	技術士（電気部門）、電気主任技術者の資格を有するもの。 電気工事施工管理技士（1級及び2級）の資格を有する者。 第1種電気工事士の資格を取得後2年以上又は第2種電気工事士の資格を取得後2年以上の実務経験を有する者。 、 又は の他、大学卒業後6年以上又は工業高等学校卒業後10年以上の実務経験を有する者、若しくはこれに準ずる者。
監理員	主任監理員の資格基準には満たないが、相当の能力を有すると認められる者

3) 機械設備に関する工事の場合

共通仕様書に定める受注者の体制	資格基準
管理技術者	技術士（衛生工学部門）、管工事施工管理技士（1級）資格取得後2年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を2年以上継続している者。 建築設備士の資格を有する者。 職歴、経歴により 又は と同等の能力を有すると認められる者。
主任監理員	技術士（衛生工学部門）、管工事施工管理技士（1級及び2級）又は学会設備士の資格を有する者。 の他、大学卒業後6年以上又は工業高等学校卒業後10年以上の実務経験を有する者、若しくはこれに準ずる者。
監理員	主任監理員の資格基準には満たないが、相当の能力を有すると認められる者

注）資格は、職階毎に、何れかの条件を満たしていればよいものとする。

15. 受託者は、工事請負契約書第31条による検査の他、都市機構の発意により指導検査を行う場合には、これに立会うものとする。なお、指導検査は、機構の指示により実施するものであるが、その実施時期等については本業務受託者が担当職員と協議するものとする。

指導検査の内容は、表1の「出来形及び品質の検査」とし、低入札価格工事においては表2の「工事の実施状況の検査」を早期に1回実施するものとする。

表1 出来形及び品質の検査

	項目	実施時期
1	基礎工（基礎材、杭基礎等）	施工状況が確認できる時期
2	コンクリート工（配筋、打設面等）	配筋の状況が確認できる時期
3	擁壁工（基礎、裏込め材等）	基礎、裏込め材等の施工状況が確認できる時期
4	地盤改良工	施工状況が確認できる時期
5	排水工（管・マンホール等の施設等）	各施工状況、施工完了が確認できる時期
6	道路工（路盤、道路付属物の基礎等）	各施工状況、施工完了が確認できる時期
7	その他	状況に応じて実施

表2 工事の実施状況の検査

	項目	関係書類	留意事項
1	契約書などの履行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書 ・共通仕様書 	工事請負契約書、共通仕様書に基づく契約提出書類(施工体制台帳等)の処理内容及び履行状況
2	工事施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画書、施工計画書 ・工事記録、その他関係書類 	指示、承諾、協議事項などの処理内容、支給材料、貸与品及び工事発生品の処理、その他の施工状況 工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・実施工程表 ・工事記録 	工程管理状況及び進捗状況
4	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書、設計図書 ・工事記録 	安全・衛生管理状況 交通処理状況及び処置内容 関係法令の遵守状況

16. その他

1) 土木工事監督技術基準に定める「監督実施内容表1.(3)(施工体制の把握)」は、別冊資料4の「施工体制の適正化における各段階での作業フロー」により行うものとする。

2) 業務の一部再委託

監督業務委託契約書第6条第2項の規定により、あらかじめ委託者の承諾を受け業務の一部を第三者に委託し、又は、請負わせることができるものは次に掲げる場合をいう。

総合監督業務（建築、電気、機械、造園等の複数職種業務）で、土木職種業務を除いた業務量が少ない場合

監督業務で短期的かつ臨時的措置が必要な場合

監督業務の一部で専門的な技術（特殊工法など）を要する場合

労働安全コンサルタントによる巡回指導（別表中、1備考欄）

3) 施工プロセスチェックシートの作成

受託者は「施工体制」及び「施工状況」について、別冊資料13の「施工プロセスチェックシート」を1回/月記録し総括監督員または副総括監督員に報告するものとする。なお、その内容には記録前1ヶ月間の「業務週報」又は、「業務処理結果報告書」等に記録した現場状況や指示状況等の内容を反映させるものとする。

4) マテリアルフローの集計について

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（略称：環境配慮促進法）（平成16年6月2日公布）に基づく「環境報告書」作成のための事業活動（工事施工）に係る環境負荷物質等の集計作業を、別冊資料14の「マテリアルフロー集計要領（監督員編）」

(Excelデータ別途配布)に従って行い、その結果を設計担当者に報告すること。

5) 総合評価方式工事における技術提案内容の確認について

受託者は、工事発注部署から通知される技術提案内容と工事受注者から提出される総合評価計画書の内容について、工事受注者、工事監督部署、工事発注部署の三者で確認するものとする。

なお、確認された総合評価計画書については、報告・協議書により、工事受注者から工事発注部署に報告させるものとする。

また、受託者は、工事発注部署から通知される技術提案内容について、3)の施工プロセスチェックシートに追記して、実施状況を記録すること。

6) 法令等に基づく届出等チェックリストについて

受託者は、当該物件における法令等に基づく届出等の必要があるものについて、工事受注者より、別冊資料15の「法令等に基づく届出チェックリスト」を、施工計画書等と併せ、当該工事着手に必要な時期までに、提出させ、これを確認する。

受託者は、確認済み「法令等に基づく届出チェックリスト」を担当職員及び設計担当者に提出する工事期間中は「法令等に基づく届出チェックリスト」の届出等提出予定日までに当該届出等が提出されているか確認を行い、提出されていない場合は、担当職員及び設計担当者に報告する。

7) 「工事監督業務特記仕様書」の「機構担当職員」とは、主務地の所轄工事事務局長をいう。

8) 管理技術者及び主任監理員については、その業務を兼務しないことを原則とする。ただし、工事規模、内容等により監督業務の執行に支障がないと判断される場合は兼務できるものとする。

9) 業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受託者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

10) 個人情報の取扱いについて

受託者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて同日付で締結し、これに基づき個人情報等を適切に取り扱うこと

11) 工事受注者及び下請負人の社会保険等への加入の有無に関する確認

1) 受託者は、工事受注者から提出される施工体制台帳及び添付書類に記載された全て建設業者について、「社会保険等未加入建設業者」に該当するか否かの確認を行う。

2) 「社会保険等未加入建設業者」に該当する下請負人が確認された場合、監督員は、別冊資料12の業務を実施するので、受託者は担当職員の指示に従い、工事受注者に対し適切な措置が講じられるよう協力する。

12) 検査行為の立会い・確認頻度

「土木監督技術基準」及び「除却監督技術基準」における検査行為の立会い・確認頻度については、別冊資料16による

監督対象工事が重点監督を要する場合は、受託者は、別冊資料17の「低入札価格工事における重点監督計画書の作成について(案)」により、委託者が策定する重点監督方針を踏まえ「重点監督計画書」を作成し、担当職員の承諾を得ること。

受託者は、「重点監督計画書」に基づき、検査行為の立会い・確認を行うこと。

13) 健康増進法の一部を改正する法律に係る対応について

受託者は、喫煙を行う場合は、対象工事で設置された屋外喫煙所で喫煙を行うこと。

また、団地内の住戸等を監督員事務所として使用する場合において、隣戸への受動喫煙防止のためベランダ等での喫煙は行わないこと。

14) 労災保険の加入状況確認

受託者は、工事受注者から提出される保険関係成立届(写)を確認し、労災保険関係成立票と突合確認を行い、担当職員へ報告すること。

または労災保険加入証明書等、労災保険関係成立票の内容を確認出来るもの

15) 貸与品等

委託者は、2に示す業務の実施に必要な図書類を受託者に貸与するものとする。なお、不要となった貸与品等については、速やかに返却すること。

以上

工事監督業務委託特記仕様書（別表）

工事監督業務特記仕様書 O4－鶴町市街地住宅外1団地基盤整備工事監督業務

No.	工事名称	概略施工規模 (整備面積)等	工事等種別	管理方式		工事工期		監督履行期間		備考
				一般 施工	重点 管理	原工期	変更工期	原履行期間	変更履行期間	
1	O4－鶴町市街地住宅外1団地基盤整備工事	<南花台団地> ① 除却工事 ・建物除却工 5階建4棟(計90戸)及び集会所1階建1棟 ・屋外構造物撤去工、伐採工一式 ② 整地工事 ・整地工及び防災施設工 約14,300㎡	除却工 整地工	○		令和4年5月 契約締結日の翌日 ～ R5.2.17		令和4年6月 契約締結日の翌日 ～ R5.3.3		・解体工事期間約5ヶ月間 (R4.7～R4.12)は常駐配員とする。 ・外部の労働安全コンサルタントによる巡回指導(月1回程度)を実施すること。本件に係る費用は、後日変更処理とする。
	同上	<南花台団地> 造園工事 一式		○		令和4年5月 契約締結日の翌日 ～ R5.2.17		R4.7.1 ～ R4.9.30		
	同上	<鶴町市街地住宅> ① 除却工事 ・建物除却工 10階建1棟(計117戸及び1階施設) ・屋外構造物撤去工、伐採工一式 ② 整地工事 ・整地工及び防災施設工 約1,900㎡	除却工 整地工	○		令和4年5月 契約締結日の翌日 ～ R6.9.20		R5.1.4 ～ R6.10.4		解体工事期間約17ヶ月間 (R5.3～R6.7)は常駐配員とする。
	注1)上記工事期間及び監督履行期間については予定であり、変更が生じた場合には軽微なものを除き変更対象とする。									
	原契約の業務には、管理技術者: 27人工、土木主任監理員: 497 人工、造園主任監理員: 19 人工を配置すること。									

工事概要書

工 事 名 称	04 - 鶴町市街地住宅外1団地基盤整備工事
履 行 場 所	大阪市大正区鶴町二丁目9番9 大阪府河内長野市南花台三丁目他
工 事 概 要	<p>< 鶴町市街地住宅 ></p> <p>除却工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物除却工 RC造(一部SRC造)10階建1棟(117戸及び1階施設・延床面積8,110㎡)(基礎杭残置予定) ・屋外構造物撤去工、伐採工 一式 <p>整地工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整地工および防災施設工 約1,900㎡ <p>< 南花台団地 期 ></p> <p>除却工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物除却工 RC造5階建4棟(90戸)及び集会所1階建1棟(延床面積6,600㎡)(基礎杭残置予定) ・屋外構造物撤去工、伐採工 一式 <p>整地工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整地工および防災施設工 約14,300㎡
工 期	契約締結日の翌日 ~ 令和6年9月20日

位置図

< 鶴町市街地住宅 >



©INCREMENT P CORPORATION 「PL21001」

位置図

<南花台団地>



©INCREMENT P CORPORATION「PL21001」

**期(今回工事範囲)
5階建4棟(90戸)、集会所1階建1棟**

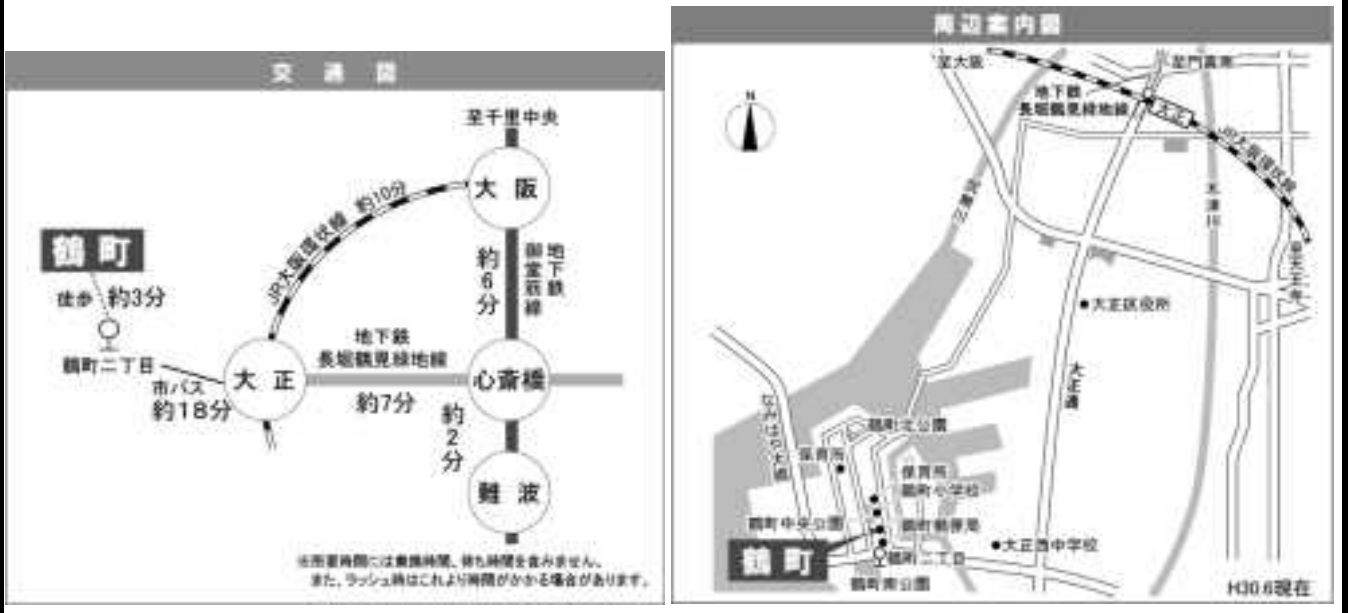
鶴町市街地住宅 広域位置図

【団地位置図】



【団地諸元ならびに交通経路図】

- 【所在地】 大阪市大正区鶴町二丁目9番9
- 【交通】 JR大阪環状線・地下鉄長堀鶴見緑地線「大正」駅から
市バス約18分「鶴町二丁目」下車徒歩約3分
- 【管理開始】 昭和43年度
- 【管理戸数】 117戸(1階施設大阪市区分所有)



南花台団地 広域位置図

【団地位置図】



【団地諸元ならびに交通経路図】

- 【所在地】 大阪府河内長野市南花台三丁目1～5番
- 【交通】 南海高野線「三日市町」駅から南海バス約8分
「南花台三丁目北」下車徒歩約1分
- 【管理開始】 昭和58年度(今回工事住棟)
- 【管理戸数】 90戸(今回工事住棟)

